

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡嵐山町大字杉山字 豊岡二三八番一七地先か ら同郡同町大字杉山字豊 岡二一〇番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>三八・七七〽六五・一一</p>	<p>三八・七七〽八二・二八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五一・九二</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>平成三十一年二月八日付 け道環第五六一号で売却 処分が適当とされた箇所 を道路区域から除外する もの。</p>		<p>備 考</p>